

衆議院内閣委員会総務委員会連合審査会ニュース

【第 204 回国会】令和 3 年 3 月 24 日（水）、第 1 回の連合審査会が開かれました。

- 1 ①デジタル社会形成基本法案（内閣提出第 26 号）
 - ②デジタル庁設置法案（内閣提出第 27 号）
 - ③デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第 28 号）
 - ④公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案（内閣提出第 29 号）
 - ⑤預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案（内閣提出第 30 号）
- ・ 武田総務大臣、平井国務大臣、藤井内閣府副大臣、熊田総務副大臣、大西防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。
- （質疑者） 国光あやの君（自民）、足立康史君（維新）、本村伸子君（共産）、濱村進君（公明）、高井崇志君（国民）、高木錬太郎君（立民）、松尾明弘君（立民）、阿部知子君（立民）

（質疑者及び主な質疑事項）

国光あやの君（自民）

- （1） 医療・介護現場においてデジタル化を進めていくことについての平井国務大臣の意気込み
- （2） 各省庁で使用するオンライン会議システムを整備する必要性
- （3） インターネット上での誹謗中傷問題
 - ア 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）（以下「プロバイダ責任制限法」という。）の改正等を通じて同問題にどのように取り組んでいくのかについての武田総務大臣の意気込み
 - イ 今国会に提出されているプロバイダ責任制限法改正案における海外の事業者への法適用の可否
 - ウ 発信者情報の開示要件の該当性の有無を事業者が自主的に判断できるようにするための取組

足立康史君（維新）

- LINE 株式会社の個人情報管理不備問題
- ア 金融庁の同問題に関する対応の状況
 - イ LINE 株式会社のみを問題視する理由
 - ウ LINE 株式会社がどういったルールにどのように違反しているおそれがあるかの確認
 - エ 数ある SNS の中で LINE のみが問題視されている理由
 - オ 総務省が LINE のみを使用停止としたことは拙速ではないかとの指摘に対する総務省の見解
 - カ 総務省が LINE の使用を再開する条件
 - キ 地方自治体に対しあらゆる SNS に LINE と同様の懸念がある旨をガイダンスする必要性
 - ク 総務省が地方自治体に対し LINE の使用停止を求めているのではないことの確認
 - ケ 本事案に対する武田国務大臣の見解

本村伸子君（共産）

- （1） マイナンバーカードを取得しない権利を保障する必要性
- （2） 行政機関等による非識別加工情報の提供
 - ア 提案募集の対象となった個人情報ファイル数及び提供実績
 - イ 個人情報ファイルの提供先事業者名

- ウ 住宅金融支援機構が提供したファイル数、ファイルの種類、提供情報の具体的内容及び利用目的
 - エ 同機構の情報を匿名加工を行った事業者
 - オ 同機構に支払われた手数料を明らかにする必要性
- (3) 地方公共団体による匿名加工情報の提供
- ア 地方公共団体が匿名加工を委託する場合の委託先への情報提供の範囲
 - イ 総務省「地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方に関する検討会」における非識別加工情報の作成組織に関する検討内容
 - ウ 地方公共団体による匿名加工の委託方法及び委託先に個人情報蓄積されるリスク
 - エ 地方公共団体に対する匿名加工情報提供の義務付けをやめる必要性
 - オ 匿名加工情報の作成組織に関する認定の仕組みの有無

濱村進君（公明）

- (1) 自治体の情報システムを標準準拠システムに移行した後に、同システムに搭載できない自治体の独自施策を実施することの可否
- (2) LINE株式会社の個人情報管理不備問題
- ア 個人情報保護委員会の同社への対応の検討状況
 - イ 同社への電気通信事業法に基づく報告聴取の目的及び回答の予定時期
 - ウ データセンターを国外に設置することに対する資金決済に関する法律上の制約の有無及びLINE Pay株式会社の個人データの越境移転についての把握状況
- (3) 中国の委託先が正当な業務として国内のサーバへアクセスすることについてのセキュリティ上の問題の有無

高井崇志君（国民）

- (1) 総務省に設置された情報通信行政検証委員会の調査対象に政務三役を経験した政治家を含める必要性
- (2) デジタル庁に総務省の関連部局を移管すべきとの主張についての武田総務大臣及び平井国務大臣の見解
- (3) J-LISへの国の関与を強めることが天下りにつながるのではないかとの懸念
- (4) デジタル監と政府CIOの違い及び人材像

高木錬太郎君（立民）

- (1) 武田総務大臣と利害関係者の会合
- ア JR東海葛西名誉会長との会合が公務であるか政務であるかについての武田総務大臣の認識
 - イ 同会合への出席に当たり公用車の使用の有無
 - ウ 大臣就任以降におけるLINE株式会社関係者との会合の有無
- (2) LINE株式会社の個人情報管理不備問題
- ア LINE株式会社が3月23日に公表した「LINE社としての今後の方針」に係る総務省の受止め
 - イ 今後の総務省の対応方針
- (3) 元事務所スタッフが持続化給付金の詐取容疑で逮捕されたことに対する熊田総務副大臣の受止め
- (4) 政府に対する信頼
- ア 3月17日の内閣委員会における平井国務大臣の「政府に対する信頼がまだ足りない」旨の答弁の真意

- イ 公文書の改ざん、政府の幹部職員等への利害関係者からの接待事案等が政府に対する信頼を損なう懸念
- (5) 地方公共団体情報システムの標準化に当たり、標準準拠システムの機能等に改変・追加を行う際の財政措置の有無
- (6) デジタル社会形成基本法案第29条に規定する「国及び地方公共団体の情報システムの共同化又は集約の推進」の解釈
- (7) デジタル社会の推進と地方自治
 - ア 日本国憲法第92条に規定する「地方自治の本旨」に係る平井国務大臣の認識
 - イ 地方分権一括法（平成11年法律第87号）の意義についての武田総務大臣及び平井国務大臣の認識
 - ウ 中央集権によってデジタル社会を推進する考えの有無
- (8) 国と地方の職員の協議の場であるデジタル改革共創プラットフォームの参加人数及び意見交換の内容

松尾明弘君（立民）

- (1) 地方公共団体情報システムのカスタマイズ経費に対する補助対象範囲を示した指針の作成予定
- (2) 個人情報保護法改正
 - ア 自己情報コントロール権
 - a 第1条に定める「個人の権利利益」の内容
 - b 自己情報コントロール権を法律上に明記する必要性
 - c デジタル社会の推進の観点から自己情報コントロール権を認める必要性
 - イ 行政機関が保有する個人情報の目的外の利用又は提供
 - a 第69条第2項に定める個人情報を利用する「相当な理由」の判断者
 - b 恣意的運用を防ぐ規定の必要性
 - ウ 個人情報保護条例との関係
 - a 条例制定範囲の制限の有無
 - b 各地方公共団体の条例の規定が異なることによってデータ活用に支障が生じる可能性
 - エ 個人情報保護委員会
 - a 所掌範囲の拡大に伴う体制強化・拡充の見通し
 - b 行政機関におけるデータ管理に関する事前調査権限の必要性
- (3) デジタル分野における規制緩和へのデジタル庁の関わり方

阿部知子君（立民）

- (1) 海上自衛隊における女性隊員の個人情報私的利用問題
 - ア 個人情報の収集行為の発覚時に既に時効が完成していたため、本事案に対する警務隊による調査が行われていないことの確認
 - イ 女性隊員のみ個人情報ファイルの利用目的及び当該利用に係る当事者の同意の有無
 - ウ 女性隊員のみ個人情報ファイルが適切に廃棄されなかった上、当該ファイルが他の共有ファイルに移されたことに係る当局の管理責任
 - エ 個人情報は利用目的の達成後は速やかに廃棄しなければならないことの確認
 - オ 総務省が行っている行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行状況調査
 - a 同調査における同事案についての問題点の報告の有無
 - b 各年度の違反事案のうち調査が終了した後に発覚した事案が同調査において公表されないことの妥当性
 - カ 個人情報保護委員会の体制強化の必要性及び各省庁における個人情報の取扱いに係る違法行為に

についての調査及び公表に係る調整を本改正後は個人情報保護委員会が行うかの確認

(2) ワクチン接種記録システム

ア 転入者への新接種券の発行に当たり、マイナンバーの利用についての本人同意が必要だとの誤解を与える令和3年3月22日付の事務連絡を改める必要性

イ 同システムを接種後のフォローができる本格的なシステムとして構築する必要性